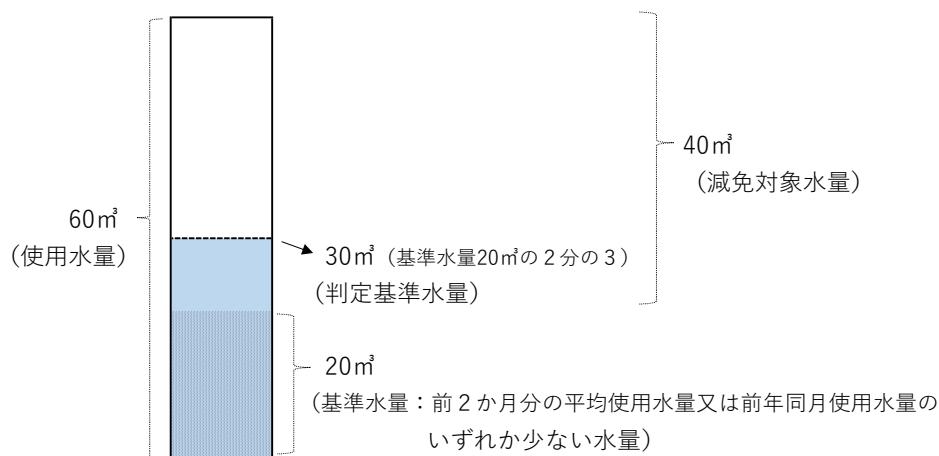


人吉市水道料金の減免及び使用水量の認定基準に関する規程

4条2号のイメージ図

ア (ア) 凍結により、使用水量が基準水量の1.5倍を超えるとき。（表現漏水）

(例1) 口径13mm水道管凍結により当該月の使用水量が60m³であり、基準水量は20m³であった。



【減免金額算出方法】

該当する月の使用水量で算定した金額から基準水量で算定した金額を控除した額の2分の1の額

●当該月の使用水量60m³に係る上水道料金

基本料金	第1段	第2段	第3段	上水道料金
803円	+ (8m ³ × 11円)	+ (2m ³ × 44円)	+ (50m ³ × 170.5円)	= 9,504円 ①
	88円	88円	8,525円	

●基準水量20m³に係る上水道料金

基本料金	第1段	第2段	第3段	上水道料金
803円	+ (8m ³ × 11円)	+ (2m ³ × 44円)	+ (10m ³ × 170.5円)	= 2,684円 ②
	88円	88円	1,705円	

●減免金額

$$\begin{aligned} & \textcircled{1} - \textcircled{2} \\ & (9,504\text{円} - 2,684\text{円}) \times 1/2 = \underline{\underline{3,410\text{円}}} \\ & 6,820\text{円} \end{aligned}$$

※下水道使用料がある場合は、同様に算定します。